

社会福祉法人あかつき福社会役員等報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あかつき福社会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員等報酬)

第2条 当法人の役員等に、報酬は支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け、法人及び施設の運営に関わる業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。ただし、当法人の職員を兼ねる役員等には支給しない。

2 費用弁償額は、職員旅費支給規則に準じて、その実費相当額とする。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。